

第4条 条例別表第1の2の(5)の規則で定める基準のうち原湯、原水、上り用湯及び上り用水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、温泉又は井戸水を使用する場合であって、この基準によることが困難であり、かつ、公衆衛生上支障がないと知事が認めるときは、同表の(1)から(4)までの一又は全部の基準によらないことができる。

左 欄	右 欄
(1) 色度	5度以下であること。
(2) 濁度	2度以下であること。
(3) 水素イオン濃度指数	5.8以上8.6以下であること。
(4) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中10ミリグラム以下であること。
(5) 大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。
(6) レジオネラ属菌	検出されないこと。

2 条例別表第1の2の(5)の規則で定める基準のうち浴槽水に係るものは、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、前項ただし書に規定する場合においては、同表の(1)及び(2)のいずれか又はすべての基準によらないことができる。

左 欄	右 欄
(1) 濁度	5度以下であること。
(2) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中25ミリグラム以下であること。
(3) 大腸菌群	1ミリリットル中1個以下であること。
(4) レジオネラ属菌	検出されないこと。

(水質検査)

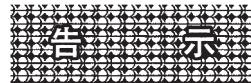
第5条 条例別表第1の2の(5)のアの規定による水質検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数で行うものとする。

- (1) 水道水以外を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水を毎日完全に入れ換えている浴槽の浴槽水 每年1回以上
- (2) 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行っているもの 每年2回以上
- (3) 第1号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素系薬剤による消毒を行っていないもの 每年4回以上

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

食品・生活衛生課



長野県告示第389号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、妙義荒船佐久高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県佐久地方事務所並びに佐久穂町役場において縦覧に供します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井仁
決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
秩父佐久町線道路(車道)	〔路線〕起点 南佐久郡佐久穂町大字大日向(国定公園境界) 終点 南佐久郡佐久穂町大字大日向(長野群馬県境)

自然保護課

長野県告示第390号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第5項において準用する同法同条第4項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり廃止しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県上小地方事務所並びに長和町役場において縦覧に供します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井仁
廃止した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
和田峠スキー場	〔区域〕 小県郡長和町和田峠

自然保護課

長野県告示第391号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井仁
1 保安林予定森林の所在場所

大町市八坂字林うら16100の1、16101の1、16103の1、字林うら道上16102の1、字大モチ16662の1、16663の1、16664の1、16671の1、16672の1、16673の1、16677の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第392号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字富草6031の5から6031の7まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

森林づくり推進課

長野県告示第393号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町三岳10664の1、10664の6、11331の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第394号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡宮田村4746の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮田村4746の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第395号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡大桑村大字長野158の3、159の2、161

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 保安林の所在場所
木曽郡王滝村4587の1、4587の2、4588の3、4589の1、4589の4、4590の1、4590の3、4594の1、4594の3、4594の4、4595の1
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び王滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第397号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曽郡大桑村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 變更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

長野県告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画道路 3・4・12号日之出町江戸町線
- 2 都市計画を定める土地の区域
飯田市錦町1丁目、飯田市東和町2丁目、飯田市鈴加町1丁目、飯田市東和町1丁目、飯田市吾妻町、飯田市伝馬町2丁目、飯田市伝馬町1丁目、飯田市江戸町1丁目、飯田市江戸町2丁目、飯田市江戸町3丁目、飯田市江戸町4丁目、飯田市浜井町、飯田市江戸浜町、飯田市東栄町、飯田市上郷別府の各一部
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

長野県告示第399号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定による区域を次のとおり指定します。

平成22年7月1日

長野県知事 村井 仁

指定する区域
飯田市の一部で別図に示す区域
(別図は省略し、長野県建設部建築指導課、下伊那地方事務所建築課及び飯田市建設部地域計画課に備え置いて縦覧に供します。)

建築指導課

長野県上田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成22年7月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年7月1日

長野県上田建設事務所長 山浦直人

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 254号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市平井字東670番の2地先から	旧	11.8～18.5 m	0.2650 km
上田市平井字東687番の2地先まで		12.0～30.0	0.2521
同上	新	12.0～26.0	0.2521

道路管理課

18,927	18,978
9,088	9,116
19,316	19,347
8,396	8,406
7,383	7,393
21,478	21,521
18,119	18,182
38,184	38,287
21,529	21,563
8,398	8,416
26,401	26,472

選挙管理委員会

選告示第41号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成22年7月1日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

〔	35,232	〕	35,301
	360,267		360,840
	7,552		7,562
	22,823		22,863
	17,703		17,712
	8,933		8,939
	6,668		6,675
	9,101		9,122
	7,164		7,163
	104,415		104,589
	64,521		64,705
	46,613		46,691
	20,671		20,703
	28,536		28,588
別表中	13,853	を	13,878
	19,553		19,576
	11,883		11,908

に改める。